

2013（平成25）年10月30日

札幌刑務所

所長狩野 覚 殿

札幌弁護士会

会 長 中 村 隆

## 勸告書

当会は、申立人A氏（以下、「申立人」という。）からの人権救済申立について、人権擁護委員会（以下、「当委員会」という。）の調査結果に基づき、下記のとおり勸告する。

### 勸告の趣旨

札幌刑務所が、申立人に対し、同人が信仰する宗教上の礼拝を行ったことを理由に懲罰を科したことは、同人の宗教的行為の自由（憲法第20条第1項）を侵害するものである。

よって、申立人が、真摯な信仰に基づき、単独室内において一人静かに礼拝その他の宗教上の行為を行う場合には、特段の事情がない限り、これを禁止し、又は制限しない運用に改めるよう勸告する。

### 勸告の理由

#### 第1 当委員会の調査の経過概要

- 1 2011年6月1日 申立人からの事情聴取
- 2 2012年11月5日 相手方に対する照会
- 3 2012年11月28日 相手方からの回答
- 4 2013年6月14日 相手方に対する再照会
- 5 2013年7月4日 相手方からの回答

## 第2 申立人の主張

- 1 申立人は敬虔なイスラム教徒であって、宗教上、1日に5回（日の出前、昼食時、午後4時、午後6時及び就寝時）、礼拝する必要があるところ、2011年4月ころ、相手方職員から、許可の有無にかかわらず、就寝時間中の礼拝は禁止する旨告げられた。
- 2 申立人は、2011年5月17日午前4時20分ころ、自らの居室内で礼拝をしていたことを理由に懲罰（7日間の閉居罰・起居動作時間帯違反）を受けた。なお、申立人に対する2011年5月31日付け懲罰審査会の開催等に関する通知書には、容疑事実として、「本人は、平成23年5月17日午前4時20分ころの就寝時間中、西3収容棟1階第24室において、就寝時間中は礼拝などの行為はしてはならないことを職員から再三にわたって注意指導され、本人もこれを熟知していたにもかかわらず、礼拝をしなければならなかったとして、自己の就寝位置において礼拝をし、もって、故意に定められた起居動作に違反したものである。」と記載されている。

## 第3 相手方の回答

- 1 相手方としては、申立人がイスラム教徒であり、豚肉を食さず、1日に5回の礼拝を行い、断食月には、1か月間、夜明け前から日没までの間、一切飲食しないことを承知していた。また、被収容者の収容目的及び施設の規律秩序の維持に支障がない限り、礼拝その他の宗教行為を行うことを

許可しており、居室内で行う礼拝等の単独宗教行為については、動作時限に支障をきたさない範囲で、他人の迷惑にならないよう行うこととし、その旨、全被収容者に周知していた。

- 2 申立人については、2011年5月17日午前4時20分頃就寝時間中、夜間単独室内において、就寝時間中は礼拝等の行為をしてはならないことを職員から再三にわたって注意されていたにもかかわらず、礼拝をしなければならなかったとして、自己の就寝位置において礼拝をし、もって、定められた起居動作に故意に違反したことから、同年6月2日から同月8日までの間、昼夜間単独室に移し、閉居7日の懲罰を執行した。
- 3 居室内で行う礼拝等の単独宗教行為については、動作時限に支障をきたさない範囲で、他人の迷惑にならないよう行うこととし、全被収容者に周知している。したがって、相手方職員は、日頃から、就寝時間中に被収容者が礼拝等の宗教行為を行っていた場合、当該被収容者に対し、起居動作時限に支障をきたすだけでなく、就寝時間中における居室棟の静穏を害するおそれがあるため、礼拝行為等は行わないよう注意指導している。
- 4 2011年3月25日午後9時頃、同月26日午前6時頃、同年5月12日午後9時20分頃、同月17日午前4時20分頃、申立人が、当時収容されていた単独室内において、就寝時間中であるにもかかわらず、布団を二つ折にたたみ、畳の上に敷かれた折りたたんだシーツの上で、礼、小声で教典を音読しながら立ったり座ったりを繰り返すものであったことから、相手方職員は、申立人の同行為が起居動作時限に違反する行為であるだけでなく、周りの迷惑となる行為であったため、同礼拝行為を直ちにやめるよう口頭にて注意指導した。

#### 第4 当委員会の判断

- 1 被収容者が一人で行う宗教的行為について、刑事収容施設及び被収容者

等の処遇に関する法律（以下、「法」という。）第67条は、「被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りではない。」と規定する。

本件においては、申立人が就寝時間中に礼拝を行うことが、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当するか否かが問題となる。

- 2 宗教的行為の自由は、憲法第20条第1項が保障する信教の自由の一内容であって、同自由は、個人の人格的核心に密接に関連する精神的自由権として極めて重要な権利であることから、刑事施設の被収容者においても最大限保障されなければならない。したがって、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」という文言については、厳格に解釈する必要がある、特に、「支障を生ずるおそれ」については、施設側が漠然とした危惧を感じるなどの抽象的なものでは足りず、そのおそれが現実化する相当の蓋然性が客観的に認められる場合で、かつ、それを防ぐための手段としても必要最小限の方法に限定されなければならない。

この点、『逐条解説刑事収容施設法』には、「刑事施設の規律及び秩序の維持上支障を生ずるおそれがある場合」の例として、大声や大きな物音を発しながら祈禱を行う場合やロウソクなどに火を灯しながら祈禱を行う場合が挙げられ、また、「管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」の例としては、被収容者が祭壇のある場所での礼拝を希望したが、同様の希望が重なった場合や戒護に当たる職員の配置が困難な場合が挙げられている（279頁）。

- 3 これを本件についてみるに、申立人が行った礼拝は、同人が信仰するイスラム教の教義に従ったものであって、自らの信仰に基づく宗教的行為で

あるということが出来る。そして、その態様は、単独室内において、布団を二つ折にたたみ、畳の上に敷かれた折りたたんだシーツの上で、礼、小声で教典を音読しながら立ったり座ったりを繰り返すというものであった。

相手方は、申立人の礼拝を禁止する理由として、申立人の行為が起居動作時限に違反すること、周りの迷惑となる（就寝時間中における居室棟の静穏を害するおそれがある）ことを挙げるが、そもそも、個人の人格的核心に密接に関連する精神的自由権として極めて重要な権利である信教の自由（宗教的行為の自由）が、起居動作時限に違反するという一事をもって一律に禁止されるという運用は、その権利の重要性に鑑みて到底許されるものではない。また、上記申立人の行為につき、就寝時間中における居室棟の静穏を害するおそれが現実化する相当の蓋然性が認められるということもない（なお、相手方からの回答の中にも、上記申立人の行為に対し、他の被収容者から苦情が出たという事実は見当たらない。）。

4 以上より、申立人の礼拝行為について、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当するとして懲罰を科したことは、法第67条但書の解釈を誤ったものというべきであって、申立人の宗教的行為の自由（憲法第20条第1項）を侵害するものである。

## 第5 結論

以上より、申立人が、真摯な信仰に基づき、単独室内において一人静かに礼拝その他の宗教上の行為を行う場合には、特段の事情がない限り、これを禁止し、又は制限しない運用に改めるよう勧告する。

以上